

令和2年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第4日目

1 招集年月日 令和2年7月30日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月30日 午前9時28分 議長 美馬友子

散会 7月30日 午前10時59分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	大久保彰
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	後藤信之
福祉課長	木村美枝	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	長友清美	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第4号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第 2 議案第 1 号 令和 2 年度勝浦町一般会計補正予算（第 4 号）について

日程第 3 議案第 2 号 国民健康保険勝浦病院改築工事請負契約の締結について

日程第 4 発議第 1 号 「徳島県主要農作物種子条例」の制定を求める意見書について

日程第 5 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 まで（第 4 号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時28分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和2年勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開きます。

本日の議事日程はお手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは野上町長，山田副町長，市川教育長，大久保政策監，中瀬総務防災課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第2，議案第1号，令和2年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは，これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

第二読会でございます。どなたかありませんか。

節議員。

○8番（節 公一君） 一般会計の補正予算について質疑を行いたいと思います。

予算書の8ページ，総務費の企画費，その中の494の定住支援住宅新築補助金について企画交流課長にお尋ねしますが，まずこの前第一読会で説明を受けたんですが，その後に，実は私のところに，新築住宅を勝浦町に建てたいんやけど，補助金のことについて問合せがありましたので，再度，最近直近の状況についてお尋ねしたいと思います。

それと，もう一点は，締切りが10月末ということでしたが，これの周知方法はどのような方法で10月の末をもって締切りにしますというようなことを周知するのか，そ

の方法。

それと、今回、非常にええことと思うんですが、町内業者を使った場合が10万円、それと子育てとか高齢の方がおられるところで10万円ということがついてるんですが、こういうことが加味されたということは非常にええと思うんですが、町内の場合、業者を頼むのに、いわゆる大工さんですね、一般の、親戚の方が大工さんしてるとか、近所に大工さんがおるといようなことで頼むケースもあると思うんですよ、そういう大工さんに頼んだ場合でも町内業者としていけるのか、町のほうに登録されてないような方ですね、そういう方に頼んだ場合でもこれは町内業者として加算がされるのかどうか。この3点についてお尋ねします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 住宅の新築補助金についてのご質問です。

今現在の問合せの件数としましては、3件ほど参っております。ただし、これにつきましては、新築を行う、申請を行う方と、それから請け負われる住宅メーカーの方とか、それぞれのほうから同時に問合せがある場合もありますので、必ず3件かといいますと、ちょっとそのところは今のところでは分かりません。具体的な数ではございません。家を新築する場合に、まず相談に行かれた事業者さんが先に問い合わせしてくるケースもありますので、絶対3件かと言われたら、ちょっとそこははっきりいたしません。

それから、締切りの周知方法についてですが、ホームページで行う予定でございます。先ほど申しあげましたように、住宅メーカーから問合せがあったときとかにも、申請の期限とかはさきにもう申しあげておりますので、そのことが申請者の方に事前に伝わっている場合もございます。

それから、町内の事業者で個人の方が大丈夫かということですが、要項に記載しております申請及び実績に必要な添付書類とかを作成できる町内事業者であれば、法人、個人どちらでも問わないこととなっております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 笹議員。

○8番（笹 公一君） 今、答弁いただきまして、3件っていう、問合せというような段階ということで、申請が確定していることではないというようなことですが、い

ずれにしろもう3件の問合せはあるということと、それと締切りについてはホームページ等ということなのですが、業者の場合はある程度住宅メーカーとか関心持つとるから分かると思うんですが、一般の方っていうのはなかなかそれが分かりにくいと思うんで、ここらあたり次にも質問しますけれど、その前にいわゆる大工さん、町内業者、大工さんでもいけるというようなことでしたんで、実は予定されてる方も親戚筋に大工さんがおるんで、その方に頼みたいなあというような意向を持っているそうです。

それで、次、町長に質問しますけれど、今言いましたように締切りが10月末というようなことになって、知らなく10月を過ぎてしまう場合とか、もしくは計画をいろいろしとって、はっきりせんうちに10月が来てしまったと、10月を過ぎてからそれを申請したいというような方、それとか今回3件分してますけれども、それをオーバーしてしまった人ですね、それについてそのような人もどのように救済というか、手当てをするかというようなことについて見解をお尋ねしたいんですが。

まずは、1つは今まで聞いてったんですが、この財源が過疎債を充てるというようなことだったんで、おいそれとすぐに補正が組めるかどうかっていう懸念もあるとは思うんですよ。オーバーしたから、すぐ今年度で補正が組めるかどうかっていうところもあるかと思えます。それと、以前の質疑の中で、来年度はこれに代わるような施策を立てていくと、そういう中で、救済というか手当てをしていきたいというようなことをおっしゃっておったと思うんですが、実際具体的に今回この補正予算からオーバーした場合、どのような手当てをしていく予定なのか、答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

コロナの感染者が徳島県でも増えているということで、ちょっと心配なところはあります。にもかかわらず、やっぱりこつこつと前に向いて進めたいと思います。

議員質問の中で、いわゆる今年度の今回の補正予算、それ以上になった場合というようなご質問でございます。

今年度につきましては、今回の補正予算で、後、追加補正はしないつもりでございます。ただ、今の制度として、いわゆる既にもう完成したのものも、来年度、これ鬼が笑うというようなこともあるんですが、議員各位にもご承認をいただくことが前提と

というようなことにはなるんですが、来年度も組んでいきたいと。今年度中にもし終わったとしても、そういった建てたとしても、それを来年度の中で補助金を支出するというような制度としたいと思っておりますので、その救済については来年度の部分でしていくということをご了解をいただきたいなというふうに思います。来年度の予算のことですので、確実に100%というようなことは言えないところはあるんですが、そこをご了解をいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） リフォーム補助金のほうのことについて質問させていただきます。

10件の追加ということであったんですけど、今の現在の状況はどうなっておるのか、お願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） リフォームのほうにつきまして、現在のところ全体で28件の相談、申請があります。ただし、先ほど申し上げましたように、こちらも事業者さんからの問合せと申請者本人さんからの問合せの重複している部分が多少あると予想されますので、おおよそ予定の25件を想定はしております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） これについても、予算を上回る場合っていうのが、さっき町長が言われたように、来年も同じような、新築同様同じような感じでいくということによろしいのでしょうか。これ別でしょうか。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流……。

○1番（花房勝一君） 町長。

○議長（美馬友子君） ああ、町長で。

小休します。

午前9時40分 休憩

午前9時40分 再開

○町長（野上武典君） 再開します。

野上町長。

○町長（野上武典君） リフォームに関しては、今の予算の範囲内ということをご理解を願いたいと思います。急いでいるリフォームもあろうかと思うんですが、そういった中で、できる方については、次年度への事業執行を回していただくというようなことをお願いできたらというふうに考えております。新築助成に関しましては、完成後1年というようなところで制度的に設けていくということなんですけど、リフォーム助成については件数も多いというようなことで、十分に担当課のほうと連絡を取り合いながら協議させていただいて、予算の範囲内をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 補正予算について質疑をいたします。

先ほどの確認なんですけど、今回のこのリフォーム事業、町長の選挙公約の一つでもあって、肝煎りの政策かなと思います。そういった中で、予想を上回る利用者、また問合せ等があって、今回の補正にもなったと思うんですけど、今回のコロナ禍において、田舎に帰ろうかなと、またそういった理由等で、この春にかけてこの先もリフォーム等が問合せがあるんじゃないかなと。ほんでまた、そういった中でも、有利な補助金等があれば、なおさらそういった動きも進むきっかけにもなるのかなと思います。そういった中で、今の答弁では、今年度はそのままリフォームについては行くということでしたが、やはり今の時期が時期ですし、そこは先ほどの新築補助金の、既に建てた部分も来年度予算でカバーできたらという町長の思いをそのまま捉えるならば、このリフォームについても、今回はこういった緊急的な事態のときですし、何かしら議員それぞれもそういったことも理解している中で、もうちょっと柔軟な対応ができないかなって、今のやり取りを聞いていて思いました。もう一度そこらあたりの、町長、もちろん方針として決めた上での答弁とは思いますが、どういった思いでおられるのか。また、来年度のリフォームについても、間違いなく予算をするつもりでおられるのかっていう部分も併せてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回、リフォームの補助金の質問で、追加でできないかというようにございますが、まだ多少の余裕もございますし、申請者等もこれからというような部分もございます。そういった中で、協議の中で、住民の方との協議の中で、来年度に回していただくというようなことができるのであれば、できる限りそういう方向でやっていきたいというふうに思っております。議員おっしゃるように、今はピンチなんですけど、勝浦町にとってある程度チャンスの部分もあろうかと思うんで、そういうことを十分に認識しながら今後事業を進めたいと思っておりますので、ご理解を願えたらというふうに思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） せっかくのこういった非常事態下においても、私たちの町のような地域においては、都会と比べて少し心安らぐ環境にあるのかなっていう現状において、先ほど町長の答弁の中には、補正予算等の対応は聞かれませんでしたけど、これは私個人なんですけど、仮にそういった対応がこの先春までに取られるならば、もちろん賛成もいたしますし、理解もするところであります。実際、私自身も1軒の新築について、来年の春までの着工について聞いている部分もありますし、今以上にPRすることによって、今までこの制度を知らなかった人も、ほんならしてみようかってなると思うんですよ。実際、先ほども言われたように、この制度は今までの縛りのある使いにくい制度と違って、気軽にリフォームできるんだよっていう部分をもう一歩PRすることによって、なお増えることにもつながるのかなと思いますので、そこはちょっと柔軟な対応をしてほしいなど、これはもう私の要望ですので、聞き終えてもらえたらと思います。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 議案の補正予算について質問いたします。

もともと質問するつもりはなかったんですけども、ちょっと整理しとかなんだら課題を残す町長の発言でないかいなど、私思うんですけども。といいますのは、今

までの補助金で事前着工っていうもん、これ認めないというのは、これももう当たり前の話だったんですね。ほんで、そういうことで、いろいろな補助事業で、知らんとして補助金がもらえなかった例があるんです、それぞれの担当のグループでご存じと思いますが。今の話でしたら、着工して完成しとっても、新年度の予算で対応できるというような趣旨の答弁だったと思いますけど、そこまで考えとんだったら、私はもう補正で対応すべき、多分議会もそれはそれで認めると思うんですけれども、新年度っていうまだ分からん半年先の話で、補助制度に対応するというのは、ほんな例つくったら私はいかんと思うんですね。ほんで、財政的に今年度で補正ができん状態で、私はないと思うとんですけれども、ほこらはちょっと整理しとかなんだら、これは必ず問題になると思いますので、もう一度町長のほうから、本当に着工済みに対して補助金、私は制度のなし崩しになるんじゃないかと思いますので、お願いします。

ちょっと副町長、答えてくれへんで。副町長、ちょっと副町長が答えてもろうたほうが、何ぞ言いたそうなけん。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前9時48分 休憩

午前9時52分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、再開します。

野上町長。

○町長（野上武典君） 今、9番国清議員のほうから、いわゆる事前着工、あるいは完成後の補助金というのが出せるのかと。実は、今回この制度を、前の創生事業の中で始まりまして、そのときにちょうど制度が途中になっておりまして、その関係上、同じ年度であっても着工時期によってももらえないというようなところがありまして、それを救うために初めに着工していても、またある程度進んでいるというようなことで、それを、補助金を受け入れたというような経過がございます。今回、ちょうど今地方創生の計画を策定途中でございますし、こういった制度についても、今回議会には提案させていただきましたが、少しまた制度についても練り直してというようなところもございます。今年度、次年度から正式に計画が始まりまして、ある一定そのときには予算をもって、この予算の範囲内というようなところで事業については進めたいと思っておりますが、今年度について今回の補正予算、またプラス取ってもっ

ていうようなところはありますが、町にとりましてこういった事業をしますとかなりな財源の負担となってきます。

8番議員の中にもありましたように、これを過疎債のソフト事業等で、今賄っているというところで、その制度の助成च्छゅうか、過疎債としての適応があるかないかというようところが、町の財政上にも非常に大きな問題になってこようかと思いません。当初の5年前、5年前ではなかったか、もう少し手前だったかもしれませんが、初めに制度を作ったときに、その遡りというのをやっておりますので、今回、今年度につきましてはそういうことでご理解を願えたらと思います。

なお、今年度、計画の策定につきまして、いろいろ計画事業につきましても、また制度につきましても、今精査をしているところでございます。そういった中で、9番議員のおっしゃるように、どうしても補正というようなことが適当というのであれば、そちらのほうも検討はさせていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

答弁の趣旨は事前着工を認めるというものではございません。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） 8番議員に言った答弁は、私は町民にとってはいいことやと思う、緩和されるっていうことは。ただ、私たちが、私も議員になって町民に補助金の説明をするときは、必ず着工前に町に相談なり申請を行う、しなければ補助金は下りないっていうんが、私はもうずっと原則と思ってますので、それを崩すということ、町民にとってはいいんでしょうが、議会としてそれを受け止めるच्छゅうんはどうかなという思いがありますので、ちょっと質問をさせていただきました。もうちょっと精査して決めてほしいなと思ってますので、もう答弁要りませんので、お願いします。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

議案第1号を第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和2年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議案第2号、国民健康保険勝浦病院改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から議案第2号について趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 議案第2号、国民健康保険勝浦病院改築工事請負契約の締結についてでございます。

これは、勝浦病院の改築に係る工事請負契約の相手方を定め、その者と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

以上、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細説明を求めます。

笠木勝浦病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 議案第2号，国民健康保険勝浦病院改築工事請負契約の締結について，次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的，国民健康保険勝浦病院改築工事。

工事箇所，勝浦郡勝浦町大字棚野。

契約の方法，一般競争入札，総合評価方式（標準型）でございます。

契約の金額，17億500万円。

契約の相手方，姫野組・井上建設国民健康保険勝浦病院改築工事共同企業体，代表者は，徳島県徳島市佐古八番町5番7号，株式会社姫野組代表取締役社長松本哲，構成員が，徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組16の12，井上建設株式会社代表取締役井上一弘でございます。

添付書類としまして，仮契約書を添付させていただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

質疑はありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 7月27日の特別委員会で，ちょっと確認させてもらったんですけど，もう一度正式にお願いしたいと思います。

5月25日に，総合評価で学識経験者の意見聴取ということで，東部整備局次長さんの意見を伺ったと，それから6月1日に，総合評価審査委員会ということで，政策監ほか担当課課長で検討したと，これの具体的な結論っていうか，評価の内容をお伺いしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

座って。

○建設課長（海川好史君） 6月1日，総合評価審査委員会の内容でございますが，先日の特別委員会のときにご説明いたしました，総合評価落札方式判定及び加点計算表ということで一覧表を提示させていただきました。その点数についてを，申請していただいた4業者の名前は公表せずに採点を説明して，評価委員会の中で決定をいただいたということでございます。

○議長（美馬友子君） 点数つけたん，6月1日。

○建設課長（海川好史君） 6月1日です。

○議長（美馬友子君） もう一度、続けてどうぞ。

○建設課長（海川好史君） 失礼しました。6月1日の審査委員会では、落札者決定基準っていいまして、ここで説明しました評価項目でございます。例えば、技術提案の評価、または施工計画の評価、または企業実績の評価、それから配置予定者の評価、それから地域貢献度の評価、それから地域の精通度の評価等について評価をするんですよってというようなことを決定したということでございます。

○議長（美馬友子君） 最初に言うたんは、5月25日のこと。

○建設課長（海川好史君） 失礼しました。最初に申し上げたのは審査をしたということでございます。それが7月8日に、さっきの言われたような形での審査を行ったということでございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） この前の説明では、5月25日に、学識経験者意見聴取というふうなお話をお伺いしてます。この意見聴取でどういった結論が得られたのか、それと6月1日は入札の評価項目、これが適切かどうかの多分判定をされたんではないかと、結論は適切だったと、そういう回答をお願いしたいんです、2日間についてという。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 失礼しました。5月25日に、総合評価の落札者決定基準について、学識経験者からの意見聴取ということで、これについては事前に説明、町のほうでこの基準という、落札者決定基準というものを作成して、それについての意見をお伺いしたということで、具体的にですけども、代表構成員とその他のJVで参加していただきましたので、その他の構成員についても代表構成員と同様の条件っていうものをしておいたほうがいいんじゃないかっていうようなところ、具体的に申し上げますと、設計者との関係がないとかっていうようなところの条件を加えたいっていうようなところは改善しております。

それから、そのあたりの意見を踏まえて、総合評価の落札者決定基準っていうものを見直しして、1日に説明をして、評価委員会で決定をしたということでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 加算点計算表の中の、地域貢献度の評価の中の、町内企業活用、町内資材活用というところのこの2項目をちょっと詳しく教えていただきたいです。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 町内企業活用、これ5%以上の下請契約、並びに5%以上の資材の購入というものを、地域貢献度として町内でそういったものをできるだけかどうかっていうものを、申請者に対して求めたものでございます。それに対しては、4申請者全ての企業が5%以上についてをやりますよというような申請をいただいたということでございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） そしたら、具体的にどのような仕事というか、下請ができることがあるんでしょうか、これは。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 具体的にですけど、町内業者のほうで配管設備とかってというのは、実際にはできるのでないかなというふうにも考えておりますし、そのほか資材等の購入については、具体的にはコンクリート等が考えられるのではないかなあというふうにも考えてます。

○議長（美馬友子君） 大丈夫ですか、はい。

ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 7月8日に審査をしたということで……。

○議長（美馬友子君） 座って、マイクで。

○4番（仙才 守君） ああ、すいません。7月8日に審査をしたと、それでインターネットで7月16日に公開をしてますね、この公開に対して町民からの何らかの問合せ等はあったかどうか、もしあったとしたらどんな内容があったのかということ。それから、ついでに言うときですが、この公開内容の中で、落札をした業者以外の金額が3社全く同額になってます。それなりの理由があるんでしょうけれども、素人の人

から見たら、3社一緒やなということになるので、まあ勝手に入れてきたといやあそれまでですけれども、このことに対する町の見解をお聞かせ願いたい。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 最初のまず1点目でございますけれども、公表をした時刻については、ちょっと当日入札をしたのが2時からだったと思います。夕方集計して、後、持ち回りによりまして、落札者の決定を評価委員会でいただいたと、その後町長決裁という流れの中で、決裁が終わった後でインターネットのほうに落札結果を公表したということでございます。それで、その部分についての、その後の町民からの問合せということもございますけれども、私のほうは直接は問合せのほうはあったというふうなことは聞いておりません。

それから、入札結果において、3社の金額が同額であったということについての見解ということもございますけれど、入札公告時におきまして、設計額については事前に公表していたということがございますので、その公表金額をベースに入札をされたのではないかとこのように推測をしております。が、ただ評価値でございますけれども、最終の評価値については、それぞれ落札業者については僅差の結果となっておりますというところで、正当な競争は行われておったというふうに考えております。

なお、参加した業者4社でございますけれども、4社については、それぞれの評価値、評価点でございますけれども、施工実績なり施工評価、それから技術者の点数等によっても、それぞれ申請業者の中でそれぞれ計算をされた上で、落札や入札金額を決定して競争されたというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 金額が3社一緒だったのは、設計額を事前公表していたから、それに合わせて応札をした結果で一緒になったんだということなんですか。

○建設課長（海川好史君） 事前に公表したというのは、当然一つの目安としてはあったと思いますけれども、事前に公表した金額を、再度入札業者については、設計書、仕様書図面等を確認して積み上げをされておると思います、金額については。それで実際に施工が可能なのかどうなのかというところも再度積み上げをして、この金額っていうところを提示されたというふうに考えてます。それぞれに入札者につい

ては、金額だけの提示ということではなくして、内訳書、どの工事にどのぐらいの金額でできるっていうものの内訳書も提出をいただいておりますので、業者としたら表示しておいた設計金額は目安にしておると考えておりますけれども、それぞれの業者で積み上げをして、この金額で十分と、それぞれの業者については総合評価の加点も考えながら、これで、入札で競争できるというふうに考えて入札をされたと思っております。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） それぞれが別々に積み上げをして、その結果が同じ金額になるというのは難しいでしょう、そういう予測は。だから、そういうことではなくて、その説明だと、3社が全く同額になるという見解としては難しいんじゃないですか。そうではなくて、設計額からこの金額でないとあかんということで3社同じになったんじゃないかというふうに、僕は思うんですけど、積み上げをして、非常にいろいろ足さないかん項目がいっぱい、まあ16億円からの、17億円からの案件を一々積み上げていって、3社が全く同じ金額になるというたら、なるわけないでしょう、ほんなものと思うんですよ。いや、僕の考え方がちょっとおかしいのかな。

○建設課長（海川好史君） 内訳書の提出は、町としても求めております。ただ、先ほどにも申し上げたように、設計金額としての提示、公表については事前にはしておりますので、その金額は目安にしているということは間違いないのかなと思います。内訳書の提出というのは、実際に業者としてきちっと内訳をして、内訳計算をして、適正な工事ができるかどうかというものを町としても確認をするという意味がございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） いや、例えば、税抜きで16億6,000万円以上だったらもう失格になると、ほんならもうそれ以上の金額は入れれんというような状態だったんですか。例えば、20億円にしたら、そりゃもう即失格、いや、そういうこともあるじゃないですか、上限決めてね。だから、16億6,000万円っていうのが、金額としては上限だったのかどうか、そんなこともあるんですよ、今まで私も入札してきましたからね、いろいろ、そういうことを聞いているわけ。積み上げて一緒になったというのは、ほれはちょっと説明としては難しい、理解すんのがね。いや、委員会のときにも説明

があったように思ったんですけど、僕はちょっと理解できなかったんだ、そのままにしてあったんですけどね。答えれなかったら、そりゃもうしょうがないんですけどね。積み上げた結果でこうなったんじゃないかということであればしょうがないんだけど、町民の方から聞かれたときに、その説明ではなかなか理解が得られないんじゃないかというふうに思うんですよ。答えできないんだったら、ほりゃもうしょうがないんですよ。

○建設課長（海川好史君）　ちょっとお答えになるかどうかというあれなんですけど、この入札については、一般競争入札で実施しております。町が4業者を指名したわけではございませんので、こういった病院を、勝浦病院を免震構造で3階建ての鉄筋コンクリート構造というものを作りたいということをホームページにおいて公表を、公告をしとんです。その内容を見た条件に当たる業者さんが申請をいただいたということでございます。で、その4社さんがあったと。ほれで、申請いただいた4社さんについては、町が指定をした条件に、入札できる参加資格に合致をしておるので、入札に参加できますよというようなことを、業者さんに改めて通知をしておることです。その後、それぞれの業者さんについては、入札金額を精査されて入札をされたということ。その入札資格参加申請に併せて、それぞれの業者の企業実績なり、技術者の誰を配置するのか、技術者としてどういう経験がある技術者を配置するのかとか、企業の企業実績、それから技術提案、施工計画、そのものを合わせて申請していただいて、その間に町としたらそこらの提案内容を審査をしてきて、それで審査方法、点数を積み上げておったと、それに併せて入札金額で除算、入札金額で最終的には割り替えして評価値を求めたと。その結果、1位が姫野組さん、井上建設のJVであったということでございますので、町としてはわざわざ入札に参加して、落札する気もないのに、大量の資料、計画書なり大量の資料を、計画書、技術提案なりも含めて大量の資料、それに大量の質問書も含めて町のほうに提出するようなことにはならないというふうに考えてます。

○議長（美馬友子君）　仙才議員。

○4番（仙才 守君）　大量の資料をいろいろ積み上げて、精査して、3社がたまたま同じ金額になる、いわゆる確立が何%あると思いますか。ほれは物すごい難しいことでしょう。だから、違うんちゃうかって言よんですよ。ある種の条件がある、理屈

があるんじゃないかと、私は聞きようるわけですよ。分からんで、質問の意味が。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前10時21分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 失礼しました。基本的に、入札価格がそろとうっていう理由については、町のほうとしても分からん、分からないところでございます、はい。

それから、予定価格とこの表に表示した調査基準価格があって、その間の額っていうのは限られた金額になってますので、その間の中で競争されたということだと思います。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 1点だけお願いします。

今回、工期が令和3年12月20日ということで、ちょうど同じペアで施工された美波病院、ちょっと広いんやね、300平米ぐらい広いんかな、広いと思うんですけど、平米的には若干広いとはいえ、あちらは2年ほどの工期を取ってたと思うんですよ。そこらあたり、今回1年と三、四か月ぐらいになるんかな、なると思うんですけど、契約の段階でもちろん工期を言っとるけん、それに努める義務はもちろん業者的にはあるんですけど、こういった状況で、いつこういった工期等、また備品の管理等がスムーズにいかんような状況も想定されると思うんです。そこらあたりを、ごめんなさいね、契約の中の遅延の部分っていうのは、従来どおりもちろんはめ込んでると思うんですけど、町としてはもちろん工期を守れっていうのがほんまと思うんですけど、そこらあたり春の開院を目指して、何ていうたら、どういうたらええんかなあ、ほりゃあしてもらってうしか答えれんかな思うけど、実際そこも想定はしとかなんだらあかんとは思ってますよ、備えとしては。そこらあたりの認識をどちらでもいいんで、病院か建設課でいいんで、答えてもらえますか。実際に言うたら、ちょっとこう、感覚的に言うたらですよ、若干厳しめの工期なんかなって感覚があるんです。そこも踏まえてどういう対応をされようとしてるのか、お願いします。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） もともと4月、令和4年4月開院を目指しております。その開院予定からすれば、この工期は妥当なところ、当然妥当なところで、設計業者からもこの工期で大丈夫というふうには聞いております。ただ、今議員おっしゃられたように、こういう状況ですので、不測の事態というのはある可能性はあると思います。ただ、今から不測の事態を全て考えての工期設定はできませんので、そのときにもう一度協議というふうになろうかなと思います。

○7番（松田貴志君） いいですか。その不測の事態において、通常でしたら工期の遅延に関しては、契約の中身で、言うたら日数掛ける何%とかあると思うんですけど、今回はこういったコロナっていう部分で、そこらあたりを適正に法律どおり請求できないことも考えられるのかなとか思うんですけど、そこらあたりの対応はどう考えていますか。もしくは、もうしゃくし定規に契約書の中身の部分を当てはめるっていうことでしかないっていうことやね。特例的な部分は考えてないっていうことではないんですかね。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 今のところは考えてございません。ただ、こういう時期でございますので、上部団体、県等の指導も受けながら検討していきたいと思えます。

○7番（松田貴志君） ほんで、仮舗装も始まって、いよいよ本格着工の部分が見えてきて、住民の方も関心が高いと思うので、できれば工事を進むにつれてのそういった模様等を、ホームページとかツイッター等で発信していったら、ちょっとでも住民の人にこだけ進んだよっていう部分が見えるような形の体制を取ってほしいと思えます。あと、この間の特別委員会のときも説明あったように、美波病院の実績があったて、たまたま業者と設計監理者がタッグを組んでたっていう部分で、そこらあたりの安心感っていうのも、実際私自身も感じてますので、そこはしっかりと業者、設計監理者、さらには施工者として連携を密にして、なるべく工期を守られるような体制の構築に努力してほしいと思えますので、お願いします。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 金額面では一応予算内に収まって、少し余裕もできたという

ふうな説明を受けておるんで、よかったなと思っております。

この契約書の中で、前払い金とか中間前払い金だとかというような記述があるんですけど、このことについてちょっと説明をお願いします。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 工事に関しましては、前払いができるというふうなことであります。それで、基本的には4割までが上限ということになって、請求があれば払うということになって、こちらの工事については継続予算ともなっておりますので、本年度の予算に応じまして4割まで支払うということになっております。ですから、令和2年度の支払い限度額が7億5,800万円ということになっておりますので、この契約に係る前払い金につきましては、契約書記載の金額以内で、各年度ごとに払うということになってます。各年度の出来高、予定額の40%、3年度につきましては残りということになります。すいません、分かりにくい説明ですが、よろしいでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中間払い。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 中間払いについては、出来高によって支払われるということになります。

○議長（美馬友子君） 大丈夫ですか。

○4番（仙才 守君） はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） ごめんなさい、最近のニュースで、今気になったことで質問したいんですけど。もう今回は10%で契約したじゃないですか、消費税10%の部分で。今、減税の話とか言われてますけど、後の中間払いとか、完成後の払いとかはもう関係なしに、もう契約時の10%が全て適用っていいんですよね、もちろんほうと思うんですけど。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 今のところはそういうことだろうと思います。ただ、消費税等の税制の改正があった場合に、どういうふうに取り扱いをするのかっていうのは、そのときに出てくると思いますので、それに従って支払いするようになる

と思います。

○議長（美馬友子君） いいですか。

ほかにありませんか。

麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 素朴な疑問なんですけど、4社で入札しました。3社が同一金額で、1社が安かったと、その中で3社は施工実績もろもろが満点近いと、満点かな、満点に近いと、残る1社は施工経験と施工実績が極めて少なかった。だがしかし、入札すれば、実績、施工経験が一番少ないところが落札になったということで、これこういうことで落札っちゅうことになっとんなんですけど。これを自分の家に例えてみますと、金額的にいうて約1億円から安いんですわね。ほんで、ここにしてもらいようになりました。担当の担当課の課長さんの自分の家を建てると考えてみたら、これは実績がどんどんあるところがあかんかって、まあまあぐらいのところがしてくれた、受けてもろうたけど、後からまたお金がこんだけ要りまんねんっちゅうときに、はいはいちゅうて出す覚悟があって頼みますか。建設課長、こういう不安はございませんでしたか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 4社の中で一番事業実績が少ない業者が落札されたということでございます。これについては、当初落札者、入札に参加する資格といったところを検討するに当たって、一般競争入札に参加できる条件というところの中で申請をしていただいたものというふうに、その該当する業者がまずは申請をしていただいたということで、その施工実績上、点数としては表れてはございませんが、実際に例えば経験があるといった業者ならできるだろうというようなところを選んで入札条件、参加資格ということを当初決定をいたしております。それで、入札に参加申請を出していただいて参加できるということも町のほうで確認したということで、その結果として、点数を積み上げた結果として評価値が一番になったということで、落札という流れになっておるといふふうに考えておりますし、この落札、実際にこういった入札参加資格を決めるに当たって、こういった業者であれば改築が無事できるだろうというようなところを相談して、基準っていうものは当初に決めておりますので、それに基づいて、この基準を決めたときにこの業者なら問題ないだろうというよ

うなところでございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 入札基準，こんなん最初からもうちゃんと分かつとんですよね，ねえ。そこでこれ一応4社まだまだ，全国したらまだまだあると思うんやけどね，いや，ほれは分かつとんやけど。今いうたら，1件建てたところも10件建てたところも皆技術的には一緒だつて，違うと思うたね，実績が違うから。ほれはさておいて，自分の家を建てるんやったら，それ安いんはええじゃろうけど，安かって後から追加工事でこんだけ要りますねんって言うてきたときに，はいはい，分かりましたちゅうて出す気持ちがあつてこういう，こういうって言い方したらいかんのですけど，一番安かったけんってほういうところに発注しますか。後から追加でこんだけ要りますねんって言うたときに，はいはっていつてにこにこ顔で出すだけの気持ちがあつて発注しますか。そういうところは考えてましたか，考えてますか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 落札された業者については，責任を持ってそりゃあ施工していただけるというふうに考えておりますし，当然検査も確認もして，適正な病院をできるように進めていかなければならないと考えておりますし，そういったことにはならないような施工管理っていうものを十分に進めていく必要があるというふうに考えます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） ふうにでなしにな，自分がほういうなときに何軒も建てたところが16億円でなかったらできません，はるか経験のあるところが，この案件だったら，極端に言うたら16億円なかったらできませんよと。あまりしたことがないところがこの金額でできますって1億円余つての金額を下げてきて，ほれは競争原理やから仕方ないたら仕方ない。しかしながら，物すごい経験，実績のあるところが，さっき言うたように積算していつて，16億円なかったらこれは，3社が3社とも最低16億円がなかったらできまへんちゅうところがぼんとしとんよね。素人が考えてみても，せめて4社が4社ばらつきがあつたらそれは分かるんやけど，心配しているのは，仮にこれに賛成して，反対する気もない，この案件に反対する気もないんやけども，一番心配になるのは，何棟も建てとうところが16億円なかったらできんっていう

やつを、500万円、1,000万円安いんやったら、まあそりゃあ差はあるやろうけども、1億円余ったの、金額安うなった、どこかでこれ追加でお金が要るようになってくるんちゃうかなと思うて、委員会でも言うたんやけど。ほのとき、ほんならさてどうします。追加が1,000万円、2,000万円やったら、まあそりゃあ仕方ないなって、仮に億の銭が要って、当初の16億円かかったとしましよ、ほったらこの入札をどうやったんや、この入札っちゅうんはどうやったんやと、まじでどんなになつとったんやってなってきましたわね。これ議員、ほんならほこで賛成したんじゃ、議員やて一緒やでってなってきましたわね。安かろう悪かろうでは困るんですよ。私はそこは物すごい心配してます、だから聞いてますけど。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） この入札を執行するに当たって、設計金額等は公表しております。それから、入札を執行するに当たって、予定価格っていうものを町のほうで設定をしています。それから、入札調査基準価格っていうものも設定します。それから、失格基準価格っていうのも設定しておりますので、入札の落札の基準として、予定価格と調査基準価格、その間の金額であれば、適正な品質を保った公共工事ができるというような基準というものを、あらかじめ設定して入札会を実施しておるということでございますので、ほの調査基準価格と予定価格の間に落札、札を入れていただいた部分については、基本的には有効であるし、基本的にはそれで適正な公共工事ができるというふうを考えて決めた数値で、金額でございます。これについては、国なり県なりの適正な基準に基づいてこの基準価格っていうものは決めたものでございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） それが、早うにもうホームページを、私も先に、すいません、見せてもらいました、いろいろ、読ませてもらいました。でも、するなら、さっきも言うたんやけどね、いや、そんなん聞きよんちゃうんですよ。この金額で自分で建てるんやったら、あと追加のお金を頂戴って言うてきたときに、はいはいっていうて、にこにこして出しますか。そんなごとごと調査基準、とうに私は先に読んでますから、入札を危ない思う前から、ホームページも県の基準でも読んでますし、そんなん聞いてません。追加金なしで受けてくれというこっちやね、適正な価格やから、こ

の金額。追加金というのは、追加のお金は要らんっちゃう考えであっての金額ですな。言葉に出してください。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） この設計内容、設計の内容なり図面の内容について、札を入れてくれた価格でできるっていうような価格でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） はい、出ました。この設計、設計が度々変わりますか、変わりませんか。仕様設計は、設計図の図面から変わると考えられますか、考えられませんか。

○議長（美馬友子君） 海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 今すぐが変わる、変わらんというのは申し上げられないんですが、現場で実際の施工業者さんと設計者との間、うちの監督も入っての相談になるんだろうと思います。が、設計概要、設計どおりで進むんじゃなくて、支障が出てきたときには検討する必要があるだろうと思ってます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 設計どおりにしてのお金でしょう。違います。設計なんかそんなに簡単に変えられるもん違うでしょう、莫大なお金を出した設計図を、現場で。これ自分の家の新築するとき、そんな簡単に変えたりできますか。やりかけたら、結局こんな金額、プラスアルファをくださいっちゃうときに、課長やったらはいはいっちゃうて、にこにこにっこり笑ってお金を出しますか。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） すいません、契約後施工を担当します勝浦病院のほうでございます。

基本的には、現在の設計どおりにするっていうのが基本だろうと思います。それで、ただどうしても工事でございますので、ある程度仕上がったというか、施工途中におきまして、病院の状況が変わる可能性もありますし、変更がゼロだというのが言えないと思います。それはあらゆる建築工事、土木工事も含めて、全て変更ゼロっていうのはあり得んのかなと。基本的には、現在の金額で変更可能なようにしっかり業務を、工事をしていただくっていうのが基本だろうと思うんですけども、そこでど

うしても必要があった場合には、当然変更は議会のほうにも承認をいただく必要もありますし、しっかりこちらの監督としましても、現場監督をしっかりしまして、必要でない変更は当然しないというふうに進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） 最後に町長，言えんわな。追加の補正予算，どんどんどん組まんように，町長，あれしてくださいよ。本体工事だけやから，まだ外構もありいの，壊すんもありいのいろいろあって，単品で見たら物すごく安くできていきよるよな感じやろうけど，足し算していったら莫大な金額になってくると思うんです。国からの補助金もあってするから満額ではないんやけど，たちまち残ったお金は何年か後には，ねえ，町民の皆さんからいただいた税金で払うていかにゃいかんのやけん，ほんなことも重々考えてしていってもらわにゃ，まだまだ大きなプロジェクトが控えてます。ほこら辺はやっぱり考えて，執行っちゅうかやっていっていただきたいと思ひますんで，ちょっと心意気っちゅうか聞かせてくれ。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回，大きな病院事業ということでやっております。今回，一応設計価格あるいは予定価格よりはかなり低い金額で入札していただいたのかなというふうに思っております。ただ，業者につきましても，設計書を見ての入札価格というふうに思っておりますので，見た限りの設計書どおりの工事はやっていただけるかなというふうに思っております。今，病院の事務局長からもありましたように，全くの変更がないというような工事はあまりないというようなところがあります。今後，町からの，例えば今回コロナウイルス等感染症のために出入口をもう一カ所追加するとか，そういった要望もひよっとしたら出てくるや分からん。そういったところにつきましては，追加の変更っていうようなところも出てくるんじゃないかと思っております。ただ，今のところそういったことは申しておりませんので，現入札価格におきまして提示した設計書どおりの工事をやっていただくということで考えておりますので，ご理解をお願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 麻植議員。

○6番（麻植秀樹君） ほんまくれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。また、住民からいろいろありましたら、町民の声で今度聞きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

議案第2号を第二読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第2号を第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第2号、国民健康保険勝浦病院改築工事請負契約の締結については原案のとおり決定いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、発議第1号、「徳島県主要農作物種子条例」の制定を求める意見書についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

発議第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 発議第1号、「徳島県主要農作物種子条例」の制定を求める意見書。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。令和2年7月30日提出。提出者、勝浦町議会議員花房勝一。賛同者、相原喜久男、瀬戸直一、仙才守、美馬友子、麻植秀樹、松田貴志、鄧公一、国清一治、井出美智子、勝浦町議会議長美馬友子殿。

「徳島県主要農作物種子条例」の制定を求める意見書。

主要農作物種子法（以下種子法という）が、平成30年4月1日をもって廃止されたことにより、各県が行ってきた種子の改良や安定供給の取組に法的な裏づけがなくなり、今後稲などの種子価格の高騰や地域条件に適合した品種の生産及び普及などが衰退するのではないかとの不安が広がっています。

については、種子法の下で行われてきた主要農作物（米、麦、大豆）の公的な種子生産が存続でき、優良で安全な種子の確保のために原種、原原種の生産と保存、圃場指定、圃場審査、生産物審査等を徳島県が責任を持って行い、主要農作物の生産を継続できるものとして、種子法の下で行われてきた主要農作物の種子生産が今後も円滑に、かつ持続的に行われる内容を盛り込んだ種子法に代わる施策が必要であります。

徳島県では、種子法廃止後、徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱により、本

県における主要農作物の稲、麦類及び大豆の種子の安定的な生産及び普及を継続されていますが、法的拘束力のない要綱は当面の間という不安定な措置であり、気候変動等に左右される栽培条件において、種子の安定供給、価格安定維持、食料安定生産のためには、徳島県条例の制定が不可欠であります。

よって、徳島県においては、今後も現行の種子生産及び普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給と品質確保の取組を後退させることなく、さらには農業者や消費者の不安を払拭させるため、種子法に代わる徳島県条例の制定を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和2年7月30日。徳島県勝浦町議会。提出先、徳島県知事。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

本件については、第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

本件については、議員全員の賛成によるため、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、発議第1号、「徳島県

主要農作物種子条例」の制定を求める意見書については原案のとおり決定されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第5、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

令和2年若あゆ会議の閉会に当たり、野上町長からご挨拶をお願いいたします。

野上町長。

○町長（野上武典君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議に提案をいたしました議案につきましてご審議いただき、ご決議賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

また、本会議の一般質問におきましては、特にコロナウイルス対策に関するご質問、ご提言をいただきました。住民の健康、安全を第一に置いて、制限が多い生活、逼迫する経済を早く回復できるように取り組んでまいりますので、今後ともご協力、ご支援をお願い申し上げます。8月1日からは、待ち望んでいた恐竜月間のイベントが始まります。この夏は規制ばかりが多く、楽しみが制限されている子供たちの思い出になるように願っております。どうも観測史上初めての台風の発生がない7月となりそうです。梅雨も明け、これから夏本番となり、暑い日が続くと思われます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただきまして、ますますご活躍されますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。お疲れでございました。

○議長（美馬友子君） ありがとうございます。

これにて散会いたします。

皆様お疲れさまでございました。

なお、この後、議員の皆様は地方創生特別委員会を大会議室で開催したいと思えます。何分から、委員長。11時10分、大会議室にお集まりください。

お疲れさまです。

午前10時59分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員